

国立大学法人東京農工大学における「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業に
従事する職員給与規程

平成19年3月26日

19 経 規 程 第 1 3 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学における「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業に従事する職員就業規則(以下「就業規則」という。)第5条に基づき、給与について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第2条に定める特任教員(以下「特任教員」という。)に適用する。

(年俸の決定)

第3条 特任教員の年俸の額は、予算の範囲内において、その者の職務、学歴、免許・資格、職務経験等及び他の国立大学法人東京農工大学職員就業規則第4条第1項に定義する職員(以下「職員」という。)との均衡を考慮して決定する。

2 学長は、年俸を決定した場合は、年俸通知書を特任教員に交付しなければならない。

(その他の給与)

第4条 特任教員には、年俸のほか職員の例に準じて通勤手当、住居手当、超過勤務手当を支給する。

2 就業規則第7条の適用を受ける特任教員が、業務上の必要により、深夜(午後10時から午前5時)に勤務した場合は、次条に定める勤務1時間当たりの給与額の100分の25を深夜勤務手当として支給し、前項に定める超過勤務手当は支給しない。

(年俸の支払方法)

第5条 年俸は、4月1日から3月31日までの1年間の総額を12等分し、年12回支給する。ただし、雇用期間が1年に満たないときは、当該雇用期間に応じた額、等分及び支給回数とする。

2 第1項に定める1回に支払われる給与(以下「月次年俸」という。)の額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

3 特任教員が、退職し又は解雇されたときは、原則としてそれ以降の月次年俸は支給しない。

(支給日)

第6条 月次年俸は、その月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、1

7日が土曜に当たるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)に支給する。

(月次年俸の減額)

第7条 特任教員が、欠勤した場合は、第8条に定める勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条 前条に定める勤務1時間当たりの給与額は、月次年俸の額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額とする。

2 前項の勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(職員給与規程の準用)

第9条 国立大学法人東京農工大学職員給与規程第3条から第6条まで、第9条及び第21条の規定は、特任教員について準用する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、特任教員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年3月26日から施行し、平成18年9月1日から適用する。